

# 一般社団法人 日本統合医療学会

## 支部規程

### 第一章. 総 則

#### 第1条 (支部設置の目的)

一般社団法人日本統合医療学会は、法令に従って組織体制を整理すると共に、地域ごとの特性を生かしながら定款第3条(目的及び事業)に基づく活動を推進するために本部直轄の組織として支部設置の途を開きたいと考え本規程を定めた。

#### 第2条 (用語の定義)

この規程において本部とは、一般社団法人日本統合医療学会を指す。

二 この規程において支部とは、定款第3条(目的及び事業)に基づく活動およびその支部の運営に携わる者の集まりであり、本会規定の書類を提出し、本会理事会で承認された団体を指す。

三 この規程において地域協力団体とは、支部の活動を援助する団体であり、本会規定の書類を提出し、本会理事会で承認された団体である。

#### 第3条 (地域協力団体・本部との協力)

支部は地域における活動では、別に定める地域協力団体と綿密に連携し、前項に挙げた目的及び事業達成のため、本部と協力する。

二 支部は本部からの要請に不合理な点があると判断したとき、その要請に対する異議申し立てができる。

三 本部は、支部が主催・共催・後援する活動について、支部から要請があったときは、本部理事会の承認のもと協力をする。

四 前項の理事会承認については、理事長において急を要すると判断する場合、理事長専決で承認を先に与えることができる。ただし、その場合は理事会に事後承認を得なければならない。

五 本部は支部活動に必要な情報を提供する。但し、支部は事前に情報を利用する目的を本部に申請しなければならない。

六 前項の情報は、地域協力団体のみの活動には提供しない。

#### 第4条 (支部の定数)

1. 支部は、都道府県ごとにひとつとする。
2. 特別な事情がある場合、2以上の都道府県にまたがる支部を設置することができる。

#### 第5条 (支部ブロックについて)

1. 特別な目的のために、複数の支部が連合しブロックを設置することができる。
2. ブロックを設置した場合、事務を主宰する支部を定めなければならない。

3. ブロックにおける会計は、ブロック名義で処理することなく、事務を主宰する支部において会計処理を行わなければならない。
4. ブロックを設置したとき、または解散したときは事務を主宰する支部が本会に対して報告しなければならない。

#### 第6条 (支部の構成)

本会正会員、学生会員、名誉会員で、本規程第3条で承認された地域の在住在勤者とする。

#### 第7条 (会費の徴収)

支部ごとに会費を徴収することはできない。

#### 第8条 (支部の役員)

1. 支部には、役員として支部長、副支部長、総務を置く。ただし、全ての役員は本会会員でなければならない。
2. 支部長は、1名とし、支部業務を総攬する。
3. 副支部長は、3名以内とし、支部長を助けて支部業務を遂行する。
4. 総務は、3名以内とし、支部の会計等の業務を行う。

#### 第9条 (支部役員を選出)

1. 支部長は、支部の総意によって指名され、理事会の承認を得て任命される。
2. 支部長は、副支部長、総務を任命する。
3. 支部長を含めた支部の役員について選出するにあたり、犯罪等、本会において不適格とすべき事由がある場合、本会が拒否しまたは差戻すことができる。

#### 第10条 (支部役員任期と解任)

1. 支部の役員任期は2年とし、任期の満了によって役員は全て解任される。ただし、再任されることができる。
2. その他、役員として不適格であると理事会において判断された場合、理事会の決定により支部の役員を解任することができる。

#### 第11条 (事務局)

支部は、事務局を定め、次の各号を本会の事務局に伝えなければならない。

1. 支部長の氏名、住所、電話番号、メールアドレス。
2. すべての副支部長の氏名、住所、電話番号、メールアドレス。
3. すべての総務の氏名、住所、電話番号、メールアドレス。
4. 事務局の所在地、代表電話番号、代表メールアドレス。但し、代表電話番号、代表メールアドレスがない場合はこれを伝えることを要しない。

#### 第12条 (支部の総会)

1. 支部は、年に一回総会を開くよう努めなければならない。

2. 支部は、総会および支部会議の議事録を残さなければならない。
3. 支部は、年度末に議事録を本会に提出しなければならない。
4. 支部の総会が開かれなかった場合は、以下の書類を本会が指定する期日までに本会に提出しなければならない。
  - 一. 会計報告
  - 二. 支部の活動報告（概要）
  - 三. 上記一および二に対する支部会員の過半数の賛同を確認する書類

#### 第13条 （事業計画）

1. 支部の次年度の事業計画は、本会が指定する期日までに策定し、総会の時に理事会に提案し、承認を得なければならない。
2. 事情があり支部活動を一切行わない場合も同様とする。
3. 本会理事会は、支部事業計画の内容につき、中止や修正を指示できる。

#### 第14条 （処分）

本会は、支部において、本会定款、各種規程に違反する行為が認められた場合、別途定める処分規程に基づき、支部に対して処分をすることができる。

#### 第15条 （支部設置の申請と承認）

支部の設置を希望する者は、本会が定める申請書によって申請を行い、本会理事会の承認を得なければならない。

#### 第16条 （支部の催告廃止）

支部が本部各種規程、支部運営に関する各種規程に違反する事項があったときに書面による違反状態の是正催告を行い、催告後2週間が経過してもなお是正されない場合、これを廃止することができる。

#### 第17条 （支部の無催告廃止）

支部が次の各号に該当するときは、何らの催告なしに支部を廃止することができる。

1. 支部活動において、国や地方公共団体の法令・法規に違反する事実が判明したとき
2. 支部、又は支部役員が、故意または過失により、本部・支部に損害を与え、または本部・支部の信用を失墜させたとき
3. 支部、又は支部役員が刑罰法規に違反したとき
4. 本部と支部の間で、契約解除の合意がなされたとき
5. 支部役員、事務局またはその支部に属する会員のいずれとも連絡が取れなくなったとき
6. 本部の情報の目的外使用がなされたとき。

#### 第18条 (地域協力団体)

地域協力団体については、別の規程を設けてこれを定める。

#### 第19条 (会計)

1. 支部の会計は、一般社団法人日本統合医療学会（以下、「本会」という）会計に属する。
2. 支部の会計は、本会と同じ会計年度とする。
3. 全ての支部は、本部の会計事務に協力しなければならない。
4. 全ての支部は、会計年度末までに本会に収支決算を報告し、本会理事会の承認を得なければならない。

#### 第20条 (規程の改廃)

この規程の改廃は本会理事会で決定し、総会に報告する。

### 第二章. 附 則

#### 第21条 (当面の支部への財政的協力)

財政的協力に関しては、本部が関係する交通費、通信費等に限定する。

#### 第22条 (暫定措置)

本規程が適用されたとき、既存の支部についても申請を行わなければならない。ただし、本部は本規程の適用前から既存の支部の申請を助けるよう努めなければならない。

二 既存の支部から新支部体制へと移行する期間を1年と定め、その期間中に申請した支部については、次の各号の特例を設ける。

1. 既存の支部役員に任に就いている者の任期

#### 第23条 (施行日)

本規程は、2022年12月20日から施行する。